

V 参考資料

1. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

2. 工事請負契約書

- ◆工事用地の確保等(契約書第16条)
- ◆条件変更等(契約書第18条)
- ◆設計図書の変更(契約書第19条)
- ◆工事の中止(契約書第20条)
- ◆受注者の請求による工期の延長(契約書第21条)
- ◆発注者の請求による工期の短縮等(契約書第22条)
- ◆工期の変更方法(契約書第23条)
- ◆受注者の催告によらない解除権(契約書第48条)
- ◆受注者の損害賠償請求等(契約書第49条の2)

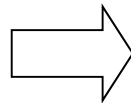
3. 設計変更に関する通達・通知等

- ◆「設計変更の取扱いについて」(平成11年11月11日)
- ◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」(平成4年7月20日)
- ◆「施工条件明示の明示について(通知)」(平成14年4月18日)

1. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととした。

変更基準の明確化



「設計変更ガイドライン」の運用徹底
(特記仕様書に明記 (義務化))

土木工事特記仕様書
〇〇条

設計変更等については、契約書第18条から第20条、第21条から第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-14に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 令和3年8月」(茨城県土木部)によることとする。

2. 工事請負契約書

第16条(工事用地の確保等)

1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によつて工事用地等が不用となつた場合において、当該工事用地等に受注者が所有し又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、及び取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わつて当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第18条(条件変更等)

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条(設計図書の変更)

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条(工事の中止)

- 1 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(第30条において「天災等」という。)であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認めるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条(受注者の請求による工期の延長)

- 1 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は請負代金額について必要と認められる変更をし、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要と認められる費用を負担しなければならない。

第22条(発注者の請求による工期の短縮等)

- 1 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条(工期の変更方法)

- 1 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第48条(受注者の催告によらない解除権)

- 1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第49条の2(受注者の損害賠償請求等)

- 1 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

3. 設計変更に関する通達・通知等

- ◆「設計変更の取扱いについて」(平成11年11月11日)
- ◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」(平成4年7月20日)
- ◆「施工条件明示の明示について(通知)」(平成14年4月18日)

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負人に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額の変更等を行わなければならない。

○設計変更の取扱いについて

〔平成 11 年 11 月 11 日〕
〔事務連絡 監理課長 検査指導課長〕

設計変更に伴う契約変更が生じた場合、当該変更が茨城県建設工事請負契約書第18条該当か又は第19条該当かで下記のとおりその手続きが異なるので、適正に処理されるよう周知徹底願います。

記

I. 工事の施工条件の変更など、請負人からの請求等により契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと判断される場合：第18条該当

【必要措置】

1. 請負人の通知義務

設計図書と工事現場の不一致の場合など、契約書第18条第1項第1号から第5号（参考：別紙備考欄）に列挙された事実が発見された場合、請負人は、監督員に書面により通知して、発注者による確認を求めなければならない。

2. 調査

監督員は、上記1の確認を求められたとき又は自らこれらの事実を発見したときは請負人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

3. 調査結果の取りまとめ

発注者は、調査結果を取りまとめ、一定期間内に、書面により請負人に通知しなければならない。

4. 設計図書の変更又は訂正

第1項各号に掲げる事実が調査結果で確認された場合で必要があると認められるときは、発注者は設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5. 工期又は請負代金額の変更等

設計図書の変更又は訂正が行われた場合、発注者は必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更する。また、発注者は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。

II. 発注者が、自らの意思で設計図書を変更しなければならない場合：第19条該当

【必要措置】

1. 設計図書の変更

III. 設計変更に伴う契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

設計変更に係る請負契約書条項（第18条、第19条）について

茨城県建設工事請負契約書条項	発注者	監督員	請負人	備考
第18条 条件変更等	<p>請負人の意見を聴いて、調査の結果を取りまとめ、調査終了後14日以内に、その結果を請負人に通知 ※（止むを得ない理由があるときは請負人の意見を聴いて、当該期間の延長可能）</p> <p>事実が確認された場合が必要があると認めた場合</p> <p>右の4～5に該当し、設計図書を変更する場合で、<u>工率目的物の変更を伴わないものは請負人と協議して発注者が行う</u> ※（これ以外は協議不要で、発注者が行う）</p>	<p>○ ←</p> <p>確認を請求されたとき又は自ら右の事実を発見したときは、請負人の立会いのうえ、直ちに調査</p> <p>調査結果の通知（通知書） 監修等</p> <p>訂正又は変更</p> <p>協議（協議書） 監修等</p> <p>協議成立</p> <p>協議不成立</p> <p>訂正又は変更</p> <p>建設工事紛争審査会の仲裁又は調停</p>	<p>右の1～5の事実を発見したときは直ちに監督員に通知し、その確認を請求</p> <p>様式：第4号 条件変更等通知書</p> <p>1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容の不一致 2 設計図書の誤謬又は脱漏 3 設計図書の表示の不明確 4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場の不一致 5 明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき</p>	<p>1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容の不一致、現場説明等規定するもの。</p> <p>※工事数量総括表 記載された契約数量は、受注者の入札・見積りのための資料ともなり、工事完成時には発注者が検収すべき施工量となる。また、工事内容に変更が生じた場合などは必要な契約数量も変更するなど、契約上極めて重要な意義を持つ資料の一つ。</p> <p>※積算設計書 発注者の求める目的物の規格寸法、品質の明確な明示と検収の対象となる数量・単位を含めた項目を明示している。</p> <p>2 条件変更 ：設計図書と工事現場の状態の不一致、設計図書の表示の不明確、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件の実際との相違及び設計図書で示されていない施工条件について予期し得ない事態の発生した場合等において、請負人から発注者へ通知があったとき又は監督員自ら事実を発見したときは、調査・確認の上、必要があるときに設計図書を変更又は訂正をすること。</p> <p>3 設計図書の変更 ：条件変更又は発注者の都合により行う図面、仕様書等の変更。</p> <p>4 設計変更 ：図面又は仕様書等を変更することとなる場合において、契約変更の手続きに至るまでの一連の手続き。</p> <p>5 工期、請負代金額の変更 ：設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるとき行われるべきもの。</p>
設計図書の訂正又は変更				
第19条 設計図書の変更	<p>必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負人に通知して変更することができる。この場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</p>	<p>○</p> <p>（変更内容通知） 監修等</p>	<p>【参考】第18条、第19条関連 茨城県建設工事等施工手続き及び監督規程 第20条：設計変更の範囲 設計の変更は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、変更する予定金額が当初の請負代金額に並び、それぞれ次の各号に掲げる額を超えて行ってはならない。 1 請負代金額5,000万円以下 → 100分の30 2 請負代金額5,000万円超 1億円以下 → 100分の20 3 請負代金額 1億円超 → 所長と主管課長の協議額</p>	

参考資料

1. 本文に係る用語の定義は

① 設計図書

：図面、仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）のみでなく、現場説明書、現場説明に対する質問回答書を含むもので、基本的には、工事目的物の形状等を指示する技術的事項等を規定するもの。

※工事数量総括表

記載された契約数量は、受注者の入札・見積りのための資料ともなり、工事完成時には発注者が検収すべき施工量となる。また、工事内容に変更が生じた場合などは必要な契約数量も変更するなど、契約上極めて重要な意義を持つ資料の一つ。

※積算設計書

発注者の求める目的物の規格寸法、品質の明確な明示と検収の対象となる数量・単位を含めた項目を明示している。

② 条件変更

：設計図書と工事現場の状態の不一致、設計図書の表示の不明確、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件の実際との相違及び設計図書で示されていない施工条件について予期し得ない事態の発生した場合等において、請負人から発注者へ通知があったとき又は監督員自ら事実を発見したときは、調査・確認の上、必要があるときに設計図書を変更又は訂正をすること。

③ 設計図書の変更

：条件変更又は発注者の都合により行う図面、仕様書等の変更。

④ 設計変更

：図面又は仕様書等を変更することとなる場合において、契約変更の手続きに至るまでの一連の手続き。

⑤ 工期、請負代金額の変更

：設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるとき行われるべきもの。

2. 第18条に該当する施工条件の具体的内容は

第18条該当

第1項4号：工事現場の形状（掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表の凹凸等の形状）、地質、湧水等の状態（湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無等）、施工上の制約（地下埋設物、地下工作物、土取・土捨場、工率用道路、通行道路、工事に関係する法令等）等、設計図書に示された自然的又は人為的な

施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

第1項5号：設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態（自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなど、人為的な施工条件の例としては予想し得なかった交通規制や埋蔵文化財の発見がされたこと等）が生じたこと。

3. 発注者と請負人の協議を必要とする、設計図書を変更する場合で工事事物的の変更を伴わないものとは

設計図書の主要部分は、工事材料の品質を含め工事事物的についての規定であり、**施工方法等の工事事物的に含まれない事項**については、自主施工の原則から、基本的には規定されていないので、工事事物的の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

① 施工方法等とは

：仮設、施工方法その他工事事物的を完成するために必要な一切の手段で建設機械の選択等も含まれる。

② 設計図書による施工方法等の指定例

：発注者が技術上、安全上の必要性等の合理的な理由により指示しなければならない場合で、例えば、河川堤防と同等の機能を有する仮締切りの場合、仮設構造物を一般交通に供する場合、特許工法又は特殊工法を採用する場合等に指定仮設とすることがあげられる。

4. 発注者から請負人への通知書、協議書の様式

第18条に規定する発注者からの調査結果の通知及び設計図書を変更する場合の協議については、茨城県建設工事等施工手続及び監督規程様式第39号の監督票・指示（承諾）書及び請負人からの通知、確認請求時の様式第4号「条件変更等通知書」の写しを使用し、その通知事項欄に必要事項等を追記するなどして通知又は協議することで対処する。

5. 指定の施工方法又は任意の施工方法に変更がある場合の設計変更の考え方は

① 指定の施工方法とは、3. ②の例のように契約条件として位置付けしたもので、これらに変更がある場合は、設計変更を行う。

② 任意の施工方法とは、施工条件として明示されていない建設機械の選択や床掘りにおける人力施工又は機械施工の選択などで、これらに変更があっても、請負人の自由な施工によるものであるので設計変更は行わない。

ただし、2. の第18条該当の当初明示した条件の変更に対応するものは、指定、任意どちらの施工方法でも設計変更を行う。

6. 請負人からの通知は口頭でなく書面でなければならないのは

契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要であるため。

7. 調査を請負人の立会いの上で実施しなければならないのは

施工条件の変更、工事事物的の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、請負人としても、重大な利害関係を有することであるため、請負人の立場の保護を図るために、請負人の立会いの上行うこととしている。

ただし、請負人が立会いに応じない場合は、監督員は立合を得ずに調査することができることとしている。

8. 調査結果により、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない、必要があると認められるときは

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきもの。従って、事実が確認されたが軽微であり、当初のままでも支障がない場合等を除き、変更又は訂正を行わなければならない。

9. 設計図書の変更又は訂正が行われた場合で、工期又は請負代金額の変更を行わなければならない、必要があると認められるときは

設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。

10. 第19条の「設計図書の変更」の趣旨は

発注者は、工事事物的の目的、構造、仕様等を十分検討した後に設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、第18条に係る工事の施工条件の変更等による場合は異なり、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者の自由な意思により設計図書の変更を任意に行えることとしている。

11. 軽微な設計変更とは

軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種（内訳書に新たに追加する工種）に係るもの又は単価（側溝壁厚の変更によるm当り単価の変更等）若しくは工事量（単価の変更のない工事量の増減）等の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が茨城県建設工事施工等の手続き及び監督規程第20条各号の範囲を超えるもの。

○公共工事の発注における工事安全対策要綱

建設省技調発第165号の2

平成4年7月1日

〔平成4年7月20日〕
〔検第470号 検査管理課長〕

このことについて、別添のとおり建設大臣官房技術調査室長から通知がありましたので、別紙により工事費の積算等の適正な実施に努められたく通知します。

なお、土木事務所長にあつては、貴管下市町村長に対しても周知願います。

また、工期については、4週8休を考慮した標準工期を設定し、平成4年10月1日から適用していく予定であります。

都道府県

土木部長、土木建築部長

建設局長

政令市

建設局長、土木局長 殿

道路局長、都市整備局長

検査室長、下水道局長

建設省関係公団

担当部長

建設大臣官房 技術調査室長

公共工事の発注における工事安全対策要綱

標記について、別紙のとおり各地方建設局等に通知したので、参考までに送付する。

建設省技調発第165号
平成4年7月1日

各地方建設局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

建設大臣官房技術審議官

公共工事の発注における工事安全対策要綱

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策（平成4年3月2日付け建設省技調発第54号）」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、今般、第123回国会における労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりまとめたので通達する。

記

1 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手続をとること。

2 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。

- (2) 工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- (3) 工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用して内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。

- (4) 積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要綱等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

イ 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全確保、公害防止等に十分留意すること。

ロ 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

3 適性な積算の実施

- (1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。
- (2) 積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。
特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。
- (3) 積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとする。

4 適切な工期の設定

- (1) 適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨

時による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。

- (2) 工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水（降雨・降雪）等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。
- (3) 発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需要が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。
- (4) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れのある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更が必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

5 適正な仮設工及び施工方法の選定

- (1) 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。
 - イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
 - ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合
 - ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
 - ニ 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
 - ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- (2) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分に行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

6 設計図書における施工条件の明示

- (1) 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。
- (2) 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
 - イ 現場交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
 - ロ 供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
 - ハ 工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合

- ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合
 - ホ その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合
- (3) 施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

7 施工条件の変化への適切な対応

- (1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。
 - イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
 - ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
 - ハ 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。
- (2) 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講じること。また、工事の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適切に処置すること。

8 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- (1) 土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- (2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- (3) 積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。
- (4) ③の安全に関する研修・訓練等としては下記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。
 - イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ロ 工事内容等の周知徹底

- ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ニ 工事における災害対策訓練
 - ホ 工事現場で予想される事故対策
 - ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項
- (5) 訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報（工事月報）等により、適切に実施されたかを確認すること。

9 建設現場の作業環境の改善への配慮

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上すること。

10 建設現場における連絡体制の充実

- (1) 工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- (3) 連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
- イ 事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事
 - ロ 複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
 - ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
 - ニ その他仮設道路等を共有する等の工程調整を必要とする工事

11 工事の安全対策に向けた活動の実施

- (1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- (2) 安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応する

ための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。

- (3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- (4) 工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

(別紙)

明示項目及び明示事項 (案)

○施工条件の明示について (通知)

〔平成14年4月18日〕
〔検第189号 検査指導課長〕

このことについては、発注者と受注者の責任範囲を明確にする観点から、平成3年5月29日付け、検第326号「施工条件の明示について (通知)」により運用しているところですが、その内容について下記のとおり改正したので通知します。

なお、平成3年5月29日付け、検第326号「施工条件の明示について (通知)」は、廃止する。

また、土木事務 (業) 所長にあっては、貴管内市町村へ周知願います。

記

1 目的

「対象工事」を施行するにあたり、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2 対象工事

平成14年5月1日以降に発注する土木工事。

3 明示項目及び明示事項

別紙「明示項目及び明示事項 (案)」のとおり改正する。

4 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5 その他

本通知の運用にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件については、契約書の関連する条項に基づき甲、乙協議できるものであること。

(2) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。

なお、施行方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地 関 係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	1. 工事に伴う公害防止 (騒音、振動、粉塵、排出ガス等) のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容 (処理施設、処理条件等) 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

明示項目	明 示 事 項
安全対策関係	<p>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</p> <p>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p>
工 事 用 道 路 関 係	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
仮 設 備 関 係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建 設 副 産 物 物 関 係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工 事 支 障 物 件 等	<p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
そ の 他	<p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</p>

明示項目	明 示 事 項
そ の 他	<p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

国官技第369号の2
平成14年3月28日

(別紙)

国官技 第 369号
平成14年3月28日

茨城県 土木課長殿

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 } あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

標記について、別紙のとおり各地方整備局企画部長あて通知したので、参考までに送付します。

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」(平成3年1月25日付け)に補足追加し、明示項目及び明示事項(案)をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」(平成3年1月25日)建設省技調発第24号は廃止する。

記

1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

3. 明示項目及び明示事項(案)

別紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

茨城県建設工事執行規則

第18条 条件変更通知書 様式

第4号

条 件 変 更 等 通 知 書

年 月 日	
殿	
受注者 住 所 商号又は名称 氏 名	
印	
工事番号及び 工 事 名	第 号 工 事
路線河川等名 工 事 場 所	市町村 大字
請 負 代 金	円
通 知 事 項	